

大和市教育委員会訓令第1号

庁中一般、各かい

大和市教育委員会の職員の職務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会の職員の職務等に関する規程の一部を改正する規程

大和市教育委員会の職員の職務等に関する規程（昭和58年大和市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「の推進」を「を推進し、」に改め、同条第2号ウ中「展開と」を「展開並びに」に改め、同条第3号イ中「協力」を「協力し、」に改める。

第4条第3号中「図り、協力」を「図り、協力し、」に改め、同条第5号中「助言、援助」を「助言し、援助し、」に改める。

第5条第1項第3号中「協調、」を「協調」に、「、業務執行」を「及び業務執行」に、「図り、協力」を「図り、協力し、」に改め、同項第5号中「助言」を「助言し、」に改める。

第6条第2号中「樹立と」を「樹立及び」に改め、同号ウ中「実施状況と」の次に「の間」を加え、同条第5号中「、業務執行」を「及び業務執行」に、「図り、協力」を「図り、協力し、」に改め、同条第6号中「研究」を「研究し、」に改める。

第7条第1項第2号中「たて」を「立て」に改め、「調整し、」の次に「及び」を加え、同項第5号中「研究」を「研究し、」に、「助言」を「助言し、」に改め、同条第2項中「第11条」を「第12条」に、「第12条」を「第13条」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条に次の1項を加える。

3 前項に定める職務等のほか、第8条に規定するセンター長を兼ねる者の職務は、センター長の職務のほか第6条第1項第8号の職務とする。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（センター長の職務等）

第8条 センター長の職務等は、上司の指揮を受け、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 上司の業務の補佐

ア 課の業務計画等の策定に参画し、上司に対して所管事項に関し意見を述べて上司を補佐する。

イ 課の業務に関する事項及び所管事項について改善に努めるとともに、その改善に関し上司に意見を述べる。

ウ 所属する職員から発案された事項について必要があると認める場合は、意見を付して上申する。

エ 所管業務の実施状況又は執行結果について、上司に報告する。

(2) 分担業務の処理計画とその調整 決定された課の業務計画に基づき、具体的な処理計画を立て、承認を得て実施する。また、その処理計画を円滑に遂行するため、所属する職員の活動を直接的に調整し、及び統制する。

(3) 業務に関する報告 業務の進行状況又はその結果について上司に対し報告する。

(4) 業務の改善 業務の管理及び執行について絶えず研究し、及び検討し、改善の必要があると認めるときは、速やかに改善案を作成し、上司の承認を得て実施するとともに、職員の提案を積極的に採り上げ、その発想を尊重し、実施について助言し、及び援助する。

(5) 健康管理 所属する職員の健康状況に注意し、必要に応じて適切な指導をする。

(6) 所属する職員の指揮監督

ア 職員を直接的に監督し、意思の疎通を図り、人間関係の維持改善に努め、士気又は意欲を高揚する。

イ 職員の教育に協力するとともに、自ら適切な研修を行い、職員の能力を高めるよう指導する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。